

札 障 第 2447 号
平成 23 年 (2011 年) 9 月 20 日

各 共同生活援助 運営法人代表者 様
共同生活介護

札幌市保健福祉局
自立支援担当課長 高橋 みゆき

グループホーム・ケアホームに係る家賃補助（補足給付）の取扱いについて

平素より本市障がい福祉行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
標記の件について、既にお知らせしているとおり、平成 23 年 10 月からグループホーム・ケアホーム（以下「グループホーム等」という。）の入居者に係る家賃の一部を補助するために、特定障害者特別給付費（以下「補足給付」という。）の支給が始まります。
つきましては、補足給付の取扱いについては下記のとおりといたしますので、貴法人内の関係職員に御周知願います。

記

1 補足給付額の確認方法

補足給付の対象者については、障害福祉サービス受給者証に給付上限額が記載されていますのでご確認ください（別紙参照）。なお、受給者証については、政省令の公布後に発送いたします（9 月下旬予定）。

2 代理受領等の説明

補足給付の支払いは、本体報酬と同様に事業所による代理受領となることから、利用者に説明を行い、同意を得てください。また、事業所が徴収する 10 月分以降の家賃については、補足給付額を差し引いた額が限度になります。
（改正案による『障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準』（以下、「指定基準」という。）第 143 条第 2 項）

3 補足給付額の請求方法

グループホーム等に係る本体報酬と併せて北海道国民健康保険団体連合会に電子請求を行ってください。なお、10 月分の補足給付は 12 月に支払われます（以降、本体報酬と同様に 2 ヶ月遅れで支払いがなされます）。

4 家賃額の変更

共同住居の家賃を変更する場合は、利用者の同意を得るとともに、運営規程の変更が必要となることから、北海道への届出が必要になります。
（指定基準第 143 条第 5 項及び障害者自立支援法第 46 条第 1 項）

5 その他

補足給付の申請は任意となっておりますが、制度創設の趣旨を踏まえ、事業所においても積極的に制度利用を支援するようお願いいたします。なお、事務が煩雑になる等の都合により、一律申請させない等の行為は、厳に謹んでください。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市障がい福祉課給付管理係 担当：荘司
011-211-2938 Fax 011-218-5181
E-mail sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp

〔受給者証第7面イメージ〕

(七)				
利用者負担上限月額に関する事項				
利用者負担割合	1割	利用者負担上限月額		
特定障害者特別給付費			*****	
特定障害者特別給付費(共同生活介護・共同生活援助)		月額	10,000円	
社会福祉法人等による軽減措置の適用				
適用年月日	平成23年10月1日から			
特記事項				
負担額改定欄				市町村認印
	利用者負担上限月額			
	特定障害者特別給付費	*****		
	特定障害者特別給付費 (共同生活介護・共同生活援助)	*****		
	食事提供体制加算対象者			
	特記事項			
				市町村認印
	利用者負担上限月額			
	特定障害者特別給付費	日額	*****	
	特定障害者特別給付費 (共同生活介護・共同生活援助)	月額	*****	
食事提供体制加算対象者				
特記事項				
特記事項				

補足給付額を確認
 実際の家賃がこの額を
 下回る月は、実際の家賃
 額が補足給付対象額